

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター事務決裁規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日
最終改正 令和 3 年 9 月 15 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)の事務について、発信文書の処理その他事務処理に関する名義及びその決裁に関し必要な事項を定め、センターの事務処理における責任の明確化とその適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時理事長に代わって理事長の名において決裁することをいう。
- (3) 委任決裁 理事長の権限に属する事務の一部の委任を受け、常時理事長に代わって自己の名において決裁することをいう。
- (4) 代理決裁 正当決裁権者が不在の場合に、当該者に代わって正当決裁権者の名において決裁することをいう。

(理事長の決裁事項)

第 3 条 理事長の決裁事項は、別表の事務処理権限の区分の理事長の欄に○印により定めるとおりとする。

(専決事項)

第 4 条 理事、部長、室長、室長補佐、所長、副所長、所長補佐の専決事項は、別表の事務処理権限の区分の専決の欄に○印により定めるとおりとする。

一部改正〔平成 19 年 9 月〕〔平成 23 年 9 月〕〔平成 31 年 4 月〕

(委任決裁事項)

第 5 条 理事長は、別表の事務処理権限の区分の委任の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を部長又は所長に委任する。

一部改正〔平成 23 年 9 月〕

- 2 出納事務については、別に定めるところにより、その権限を出納責任者及び分任出納責任者に委任する。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、理事長は、特に必要があると認めるときは、自ら当該事務を処理することができる。
- 追加〔平成 23 年 9 月〕

(代理決裁)

第 6 条 文書の決裁が急を要する場合において、決裁権者又は専決権者が不在のときは、次表に掲げる者により代理決裁をすることができる。ただし、特に重要な事項については、この限りでない。

決裁権者又は専決権者	代理決裁をすることができる者
理事長	理事
理事	総務部長
総務部長	室長又は室長補佐
企画・連携推進部長	室長又は室長補佐
所長	副所長又は所長補佐

一部改正〔平成 23 年 9 月〕〔平成 24 年 4 月〕〔平成 27 年 4 月〕

- 2 代理決裁を行った者は、当該決裁により処理した事項について、速やかに決裁権者又は専決権者に報告し、承認を得るものとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、センターの事務処理の決裁に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月17日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月15日から適用する。

別表

1 基本的事項

区分	事項	事務処理権限の区分											
		理事長	専決							委任			
			理事	部長	室長	室補長佐	所長	副所長	所長補佐	部長	所長		
① 組織管理	1 規程その他関連事項の制定若しくは改廃に係るもの	○											
	2 公印の作成・改廃に関するもの	○											
	3 業務方法書、中期計画、年次計画に関するもの	○											
	4 センターに関する重要な行事、儀式等に関するもの												
	(1) 重要なもの	○											
	(2) 定型的なもの			○									
	5 組織の設定及び変更に関するもの	○											
	6 人事に関するもの	○											
	7 予算に関するもの												
	(1) 特に重要なもの	○											
	(2) 重要なもの		○										
	8 決算に関するもの	○											
	9 寄付金に関するもの	○											
	10 情報公開に関するもの												
	(1) 重要なもの	○											
	(2) 軽易なもの			○									
	11 発明特許等に関するもの	○											
12 受託研究、共同研究に関するもの	○												
13 競争的資金等に関するもの	○												
14 産学官金連携推進に関するもの	○												
15 学術団体等に関するもの	○												
16 外部評価に関するもの	○												
17 センター概要等の刊行及び広報活動に関するもの													
(1) 重要なもの			○							○	○		
(2) 軽易なもの													
② 人事管理等	1 職員の分限及び懲戒処分に関するもの	○											
	2 俸給、諸手当及び賞与の決定に関するもの	○											
	3 昇給、昇格及び基本給表に関するもの	○											
	4 勤務評価、成績率等の決定に関するもの	○											

[令和3年9月]

2 財務管理関係等

区分	事項	事務処理権限の区分										
		理事長	専決						委任			
			理事	部長	室長	室補長佐	所長	副所長	所補長佐	部長	所長	
① 契約関係	1 契約事前伺(調達伺)に関するもの											
	(1) 物品購入及び委託契約等の予定価格が1,000万円以上のもの	○										
	(2) 物品購入の予定価格が100万円以上1,000万円未満のもの及び委託契約等の予定価格が1,000万円未満のものうち、総務部及び企画・連携推進部に係るもの			○								
	(3) 物品購入の予定価格が100万円以上1,000万円未満のもの及び委託契約等の予定価格が1,000万円未満のものうち、各研究所に係るもの						○					
	(4) 物品購入の予定価格が100万円未満のものうち総務部及び企画・連携推進部に係るもの					○						
	(5) 物品購入の予定価格が100万円未満のものうち総務担当に係るもの								○ (事務職)			
	(6) 物品購入の予定価格が100万円未満のものうち各研究所に係るもの(5)は除く								○ (研究職)			
	2 請負工事の事前伺に関するもの											
	(1) 予定価格が1,000万円以上のもの	○										
	(2) 予定価格が1,000万円未満のものうち、総務部及び企画・連携推進部に係るもの			○								
	(3) 予定価格が1,000万円未満のものうち、各研究所に係るもの						○					
	3 競争入札の公告に関するもの											
	(1) 予定価格が1,000万円以上のもの	○										
	(2) 予定価格が1,000万円未満のものうち、総務部及び企画・連携推進部に係るもの										○	
(3) 予定価格が1,000万円未満のものうち、各研究所に係るもの											○	
4 契約決議に関するもの												
(1) 予定価格が1,000万円以上のもの	○											
(2) 予定価格が1,000万円未満のもの										○	○	
② 財産関係	1 財産の取得、処分に関するもの											
	(1) 特に重要なもの	○										
	(2) 重要なもの		○									
	(3) 軽易なものうち、総務部及び企画・連携推進部に係るもの			○								

3 文書管理その他の業務

区分	事項	事務処理権限の区分										
		理事長	専決						委任			
			理事	部長	室長	室補長佐	所長	副所長	所長補佐	部長	所長	
① 文書事務	1 職員に対して行う通知、指示、指導等											
	(1) 理事長名で行うことが適当なもの	○										
	ア 特に重要なもの		○									
	イ 重要なもの			○								
	ウ 軽易なもの											
	(2) 部長名又は所長名で行うことが適当なもの									○	○	
	2 法令等の規定に基づく官公庁その他関係機関への申請、協議、届出、報告											
	(1) 理事長名で行うことが適当なもの	○										
	ア 特に重要なもの		○									
	イ 重要なもの			○								
	ウ 軽易なもの											
	(2) 部長名又は所長名で行うことが適当なもの									○	○	
3 他の機関等からの通知、照会、回答、調査、報告等に関するもの												
(1) 理事長名で行うことが適当なもの	○											
ア 特に重要なもの		○										
イ 重要なもの			○									
ウ 軽易なもの												
(2) 部長名又は所長名で行うことが適当なもの									○	○		
② その他	1 証明書に関するもの											
	(1) 理事長名で行うことが適当なもの	○										
	ア 特に重要なもの		○									
	イ 重要なもの			○								
	ウ 軽易なもの											
	(2) 部長名又は所長名で行うことが適当なもの									○	○	
	2 依頼試験分析等に関するもの											
	(1) 依頼試験の実施に関するもの									○	○	
	(2) 依頼試験分析等の結果に関するもの									○	○	
	3 試験機器の使用に関するもの											
(1) 試験機器の使用許可に関するもの									○	○		
(2) 試験機器の使用料の減免の決定に関するもの									○	○		

一部改正〔平成19年9月〕〔平成23年9月〕〔平成30年4月〕〔平成31年4月〕